

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月15日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社サンオータス

3. 認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う。
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
- 電動キックボードが都県境をまたがり、多摩川スカイブリッジを安全に走行でき、かつ移動手段としての役割が果たせる事の検討を行う。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、□ 電動キックボードが都県境をまたがり、多摩川スカイブリッジを安全に走行でき、かつ移動手段としての役割が果たせる事の検討を行う。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ①東京都大田区の一部
- ②神奈川県川崎市の一部

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

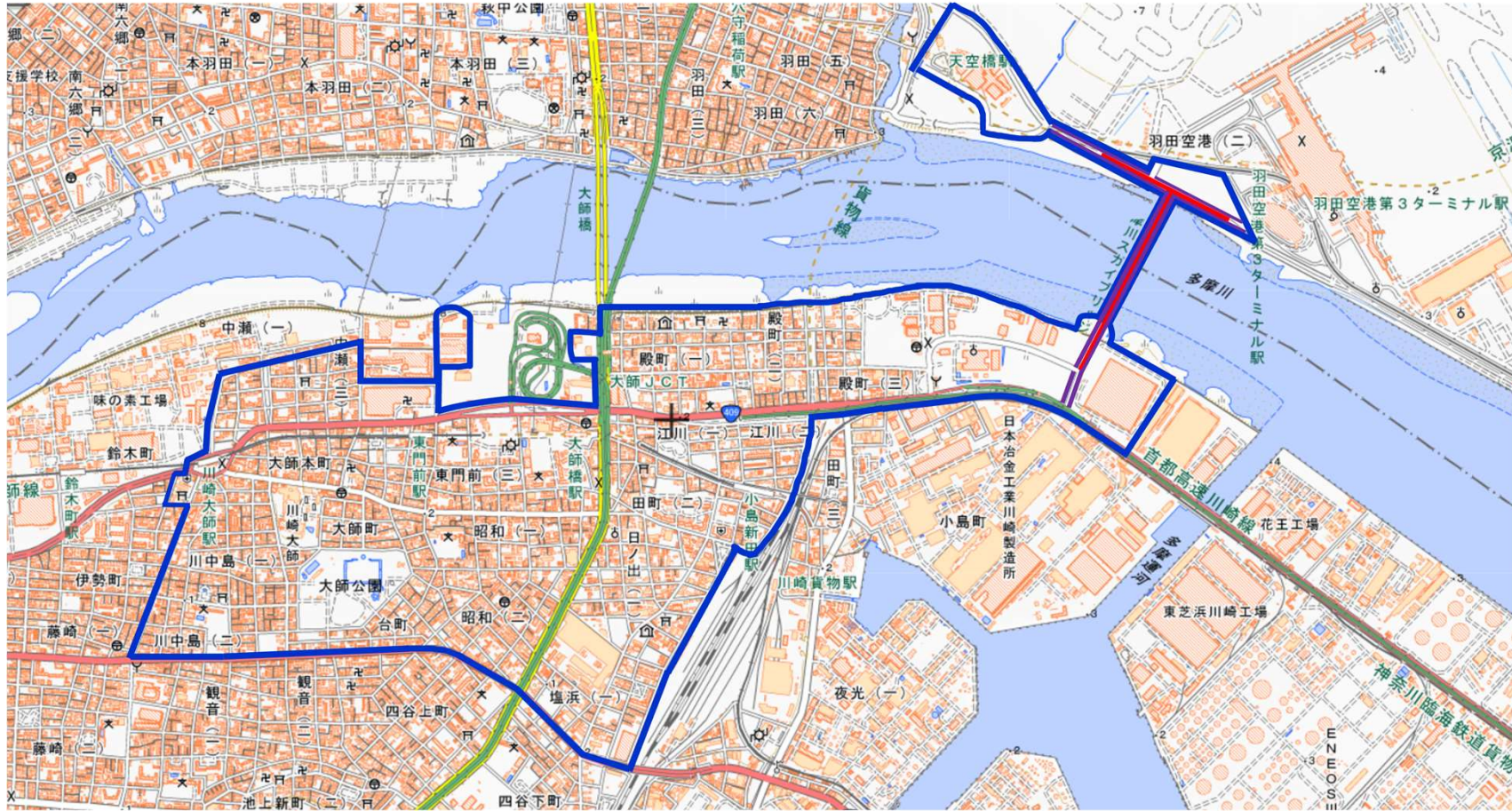
(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和4年7月～令和6年4月

新事業活動の実施区域図（神奈川県川崎市～東京都大田区）

株式会社サンオータス



※2022/4/28 現在 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

青枠：実証エリア **紫線：自転車道**

- 環状8号線
- 東京都大田区羽田空港2丁目1番～東京都大田区羽田空港2丁目6番
- 川崎市道・多摩川スカイブリッジ
- 神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目2番5号～東京都大田区羽田空港2丁目8番

赤線：特例対象外区間 ※拡大図参照（2枚目）

- 多摩川スカイブリッジ（自転車道を除く車道）※自転車道のみ通行可
- 神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目2番25号～東京都大田区羽田空港2丁目8番
- 空港内道路（多摩川スカイブリッジに接続する高架道路）※環状8号線の地上部道路は通行可
- 東京都大田区羽田空港2丁目6番～東京都羽田空港2丁目11番

普通自転車専用通行帯：対象なし

多摩川スカイブリッジ周辺拡大図

赤線：特例対象外区間

多摩川スカイブリッジ（自転車道を除く）
神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番25号
～東京都大田区羽田空港2丁目8番

※自転車道のみ通行可

※羽田側の多摩川スカイブリッジへの昇降は、
エレベーターを利用

空港内道路

（多摩川スカイブリッジに接続する高架道路）

※環状8号線の地上部道路は通行可

東京都大田区羽田空港2丁目6番
～東京都羽田空港2丁目11番

紫線：自転車道

川崎市道・多摩川スカイブリッジ
神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番
～東京都大田区羽田空港2丁目8番

環状8号線

東京都大田区羽田空港2丁目1番
～東京都大田区羽田空港2丁目6番



様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月15日

2. 認定新事業活動実施者名

SWING株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立をする。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ① 東京都港区
- ② 東京都新宿区
- ③ 東京都品川区
- ④ 東京都目黒区
- ⑤ 東京都世田谷区
- ⑥ 東京都渋谷区
- ⑦ 東京都中野区
- ⑧ 東京都杉並区

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全

な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

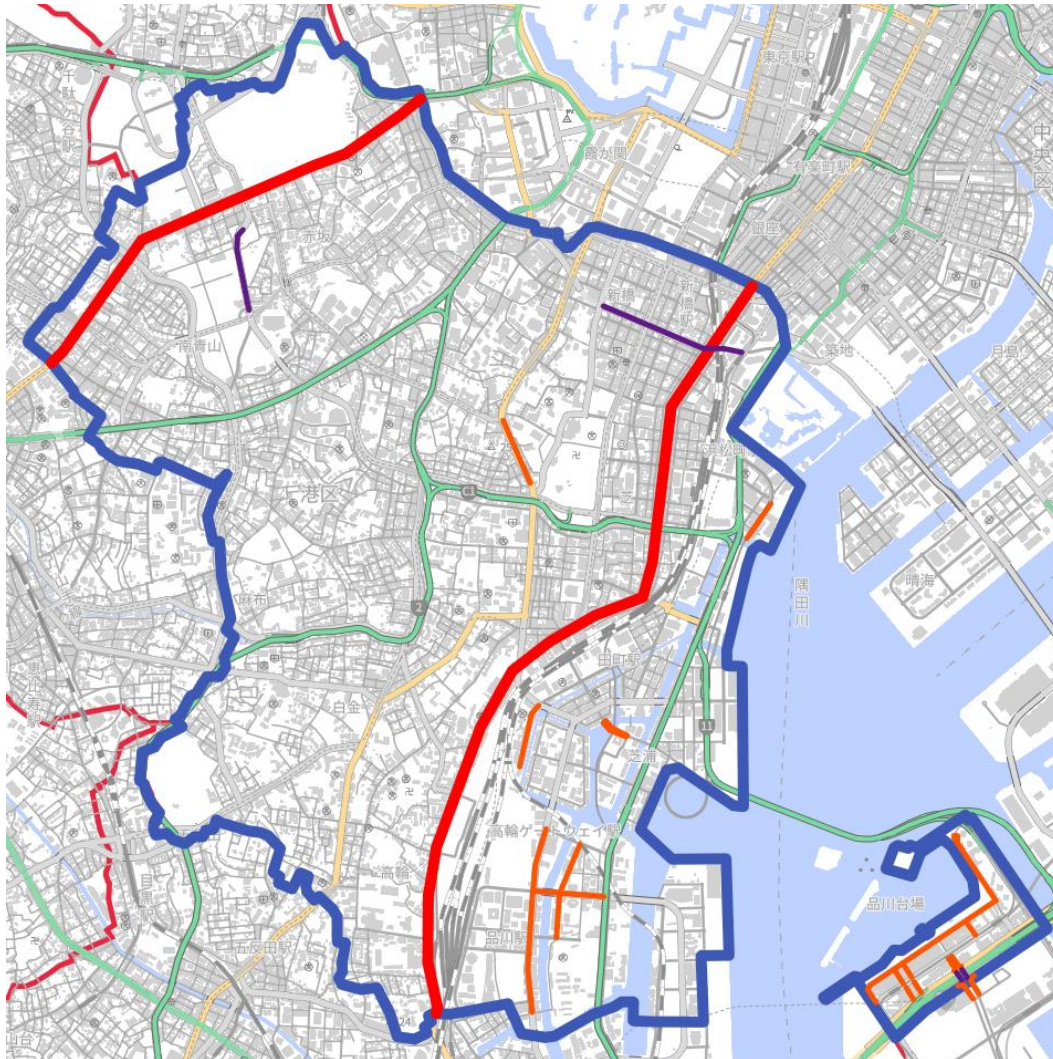
令和4年7月～令和6年4月

新事業活動計画

～実証の対象エリア～

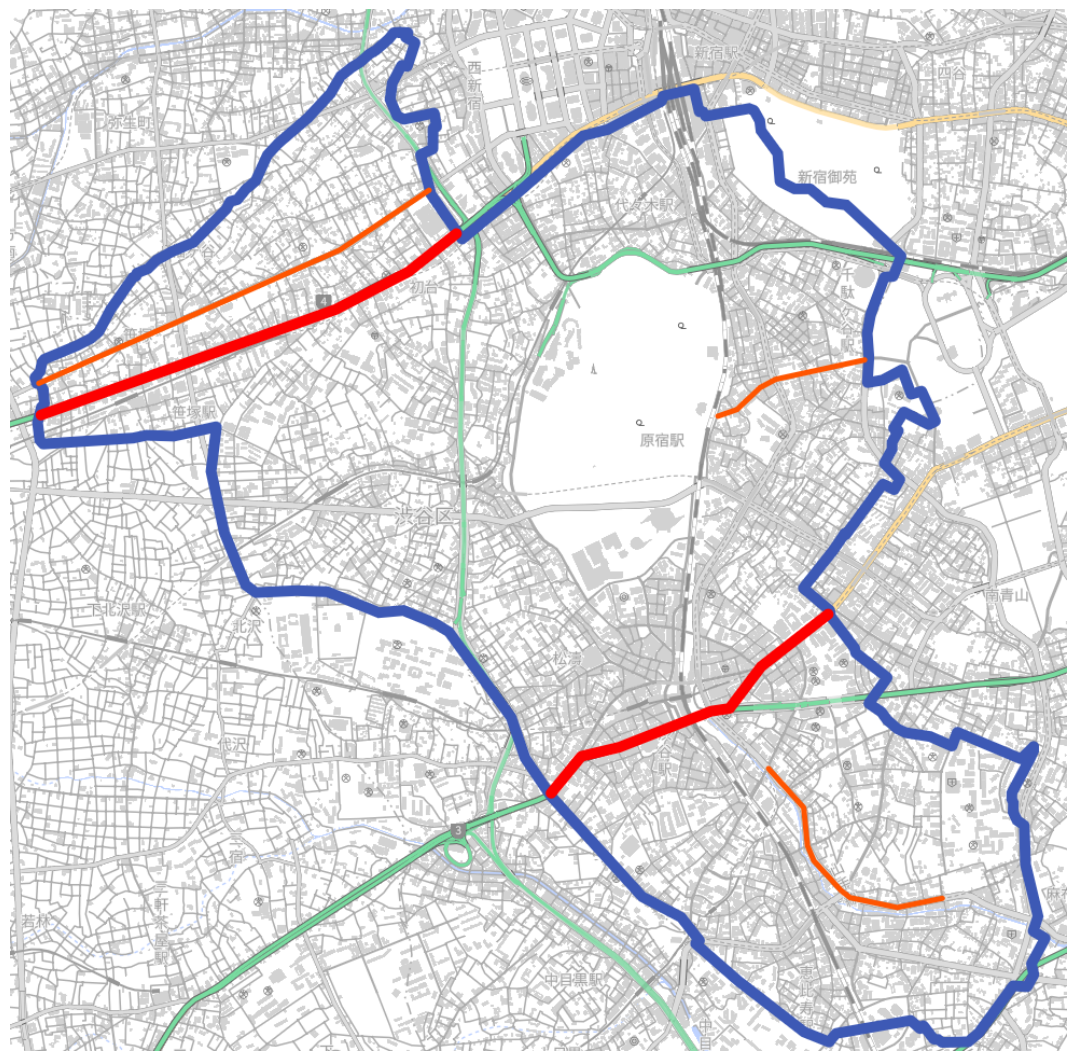
SWING株式会社

SWING株式会社 実証エリア/東京都港区



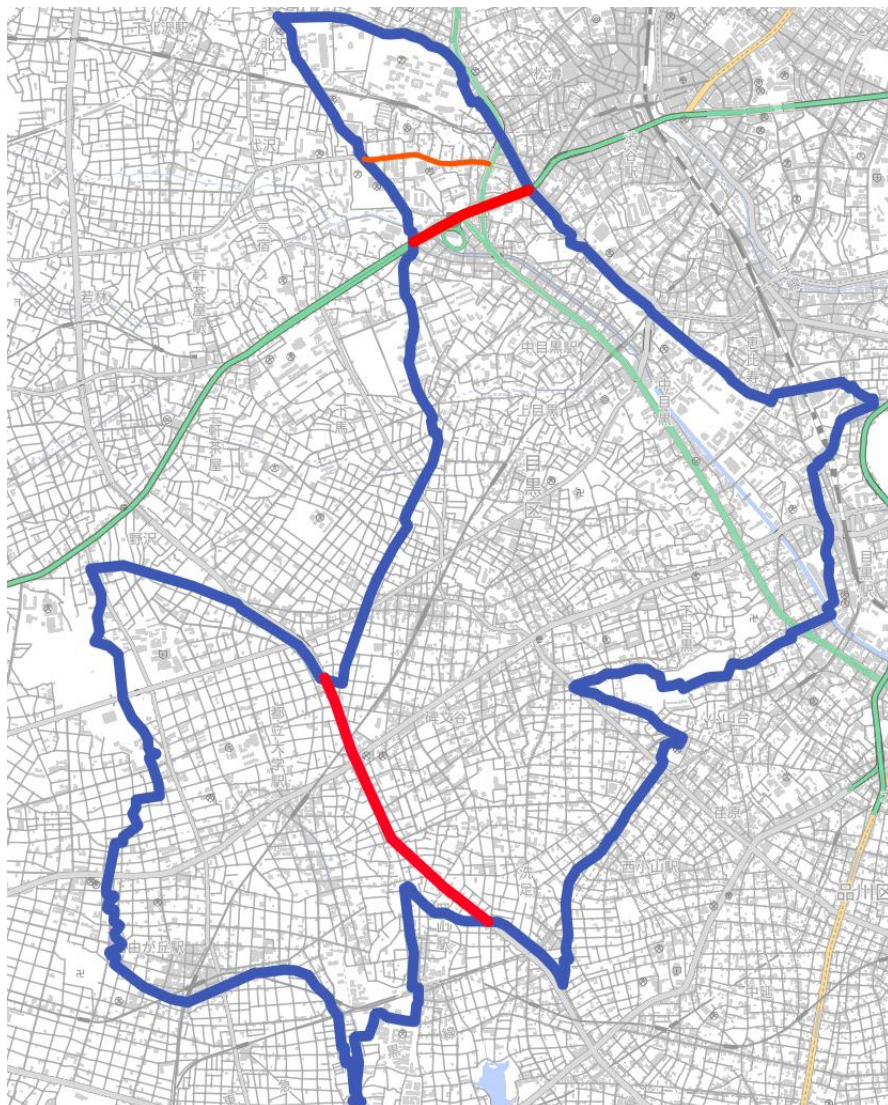
- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

特例対象区間外	国道15号	港区新橋1丁目1番(都道316号線接続)～港区港南2丁目1番(品川区境)	
	都道316号	港区東新橋1丁目5番(中央区境)～港区新橋1丁目1番(国道15号線接続)	
国道246号	渋谷区境～千代田区境		
	区間中の普通自転車専用通行帯は特例対象外 ・港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先 ・港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先		
普通自転車専用通行帯	国道1号	港区東麻布1丁目26番5号先?港区麻布台2丁目3番7号先	
	国道246号	港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先 港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先	
	国道357号	港区台場2丁目4番8号先～港区台場2丁目3番1号先	
	区市町村道	港区芝浦3丁目18番17号先～港区芝浦4丁目22番1号先 港区港南4丁目2番5号先～港区港南4丁目2番36号先 港区芝浦4丁目2番25号先～港区芝浦4丁目2番8号先 港区港南3丁目4番先北西角～港区港南3丁目6番21号先 港区海岸1丁目13番19号先～港区海岸1丁目14番17号先	
	一般都道	港区港南1丁目5番先南西角～港区港南3丁目8番1号先	
	臨港道路	港区台場2丁目3番1号先～江東区境 港区台場1丁目4番先～港区台場1丁目4番先 港区台場1丁目5番1号先～港区台場1丁目5番2号先	
	港湾道	港区台場1丁目9番先南西角～港区台場1丁目4番先東角 港区台場1丁目7番1号先～港区台場2丁目4番先南西角 港区台場2丁目4番1号先～港区台場1丁目9番1号先	
	旧海岸通り	港区港南1丁目4番1号先 港区港南2丁目11番17号先	
	自転車道	環状2号線	港区西新橋2丁目32番先～港区東新橋1丁目9番先
		外苑東通り	港区南青山1丁目5番先～港区南青山1丁目23番先
臨港道路		東京都港区台場2丁目4番1号先～江東区境	



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

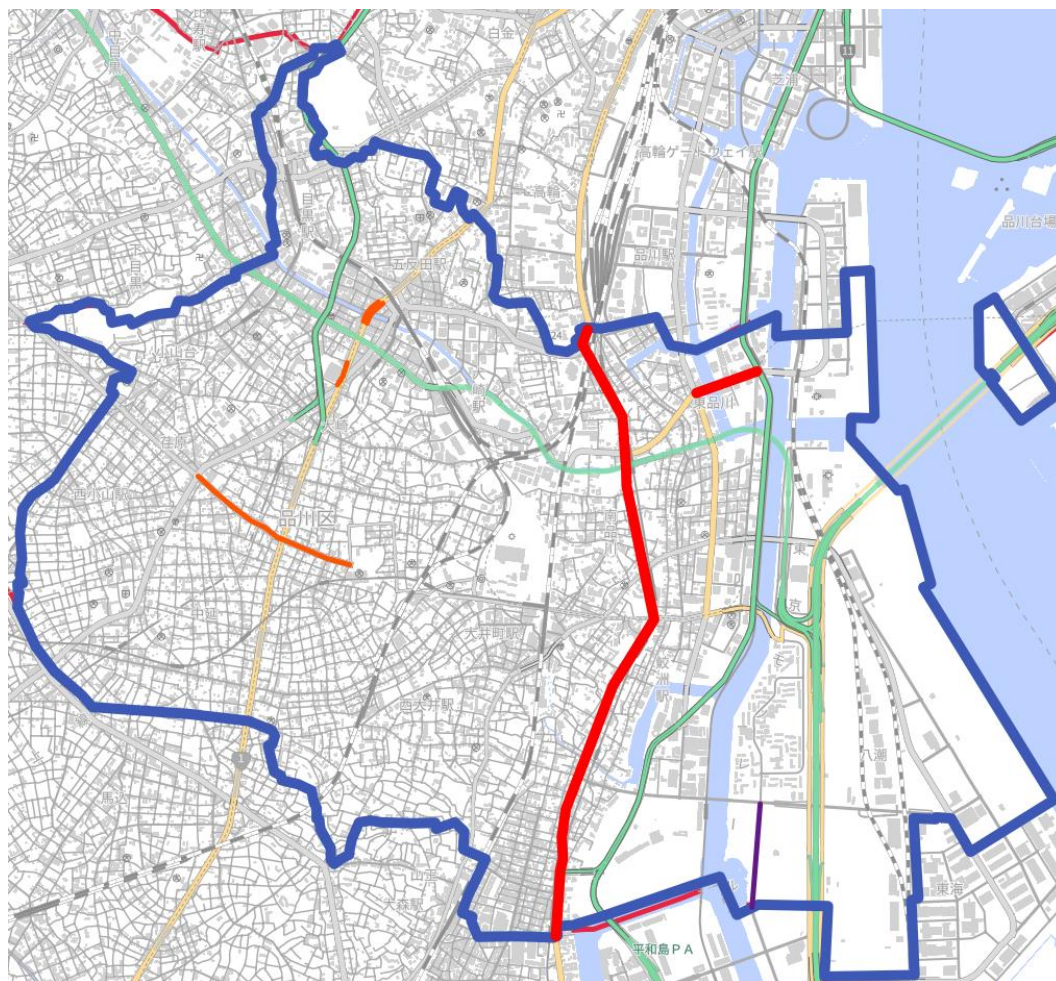
特例対象外区間	国道20号	新宿区境～杉並区境
	国道246号	新宿区境～目黒区境
普通自転車専用通行帯	区市町村道	渋谷区千駄ヶ谷3丁目6番2号先～渋谷区千駄ヶ谷2丁目3番20号先
	明治通り	渋谷区広尾1丁目14番15号先～渋谷区広尾1丁目15番3号先 渋谷区広尾1丁目16番先東角～渋谷区東2丁目2番3号先
	水道道路	渋谷区本町1丁目5番1号先～渋谷区笹塚2丁目29番先北西角



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

特例対象区間外	国道246号	渋谷区境～世田谷区境
	環状7号線	目黒区南3丁目15番（大田区境）～世田谷区境

普通自転車専用通行帯	淡島通り	目黒区大橋2丁目1番1号先～目黒区大橋2丁目19番38号先
------------	------	-------------------------------



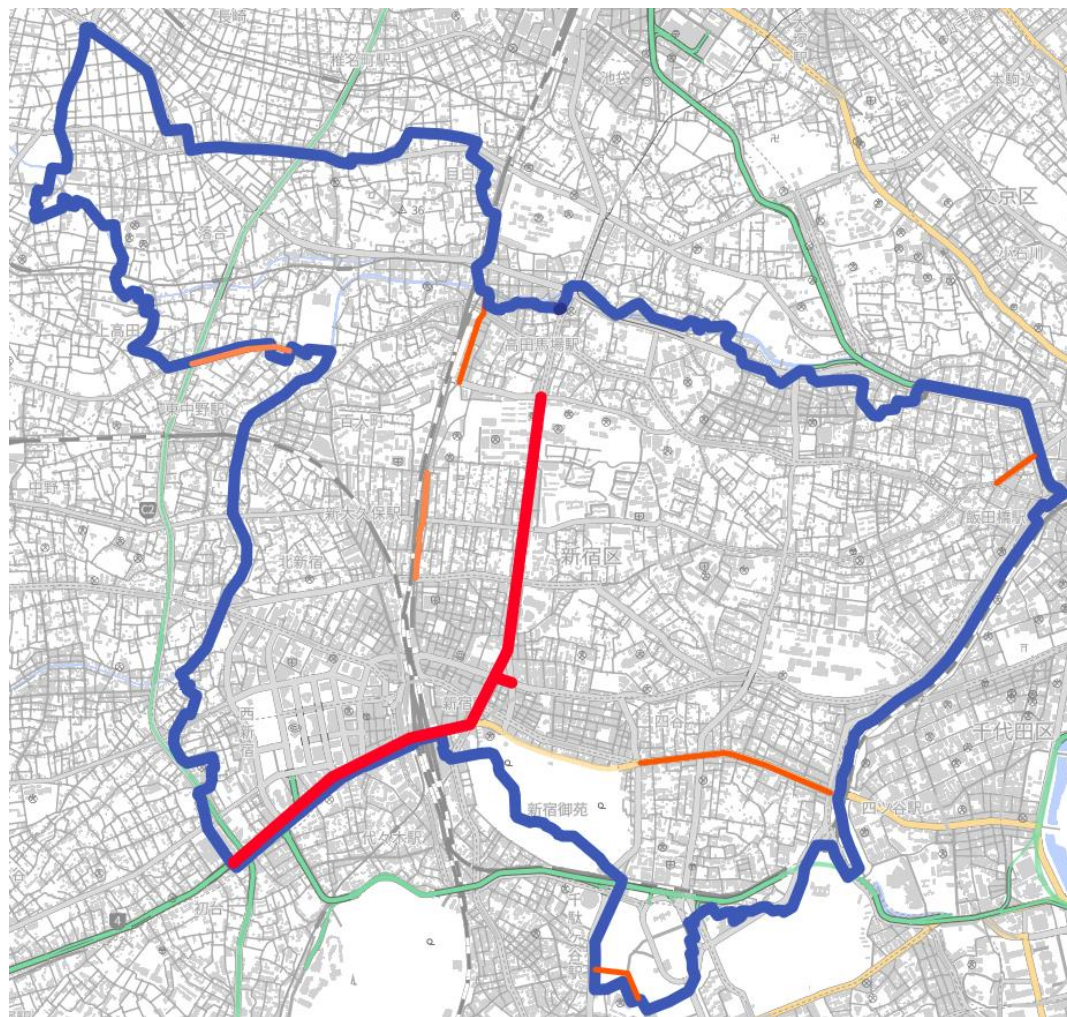
- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

特例対象区間外	国道15号線	品川区北品川4丁目7番（港区境） ～品川区南大井2丁目12番（大田区境）
	都道317号線	品川区東品川1丁目39番～品川区東品川2丁目5番

普通自転車専用通行帯	一般都道	品川区西中延1丁目1番10号先～品川区平塚1丁目17番6号先
		品川区東中延1丁目4番5号先～品川区西中延1丁目2番4号先
		品川区戸越3丁目9番17号先～品川区戸越4丁目9番11号先
		品川区戸越5丁目7番5号先～品川区戸越5丁目3番1号先
		品川区西五反田1丁目1番8号先～品川区西五反田2丁目22番先
		品川区西五反田7丁目22番17号先～品川区西五反田7丁目13番5号先
		品川区西五反田2丁目27番9号先～品川区西五反田2丁目19番3号先

自転車道	区市町村同	品川区八潮4丁目1番先～品川区八潮4丁目2番先
------	-------	-------------------------

SWING株式会社 実証エリア/東京都新宿区



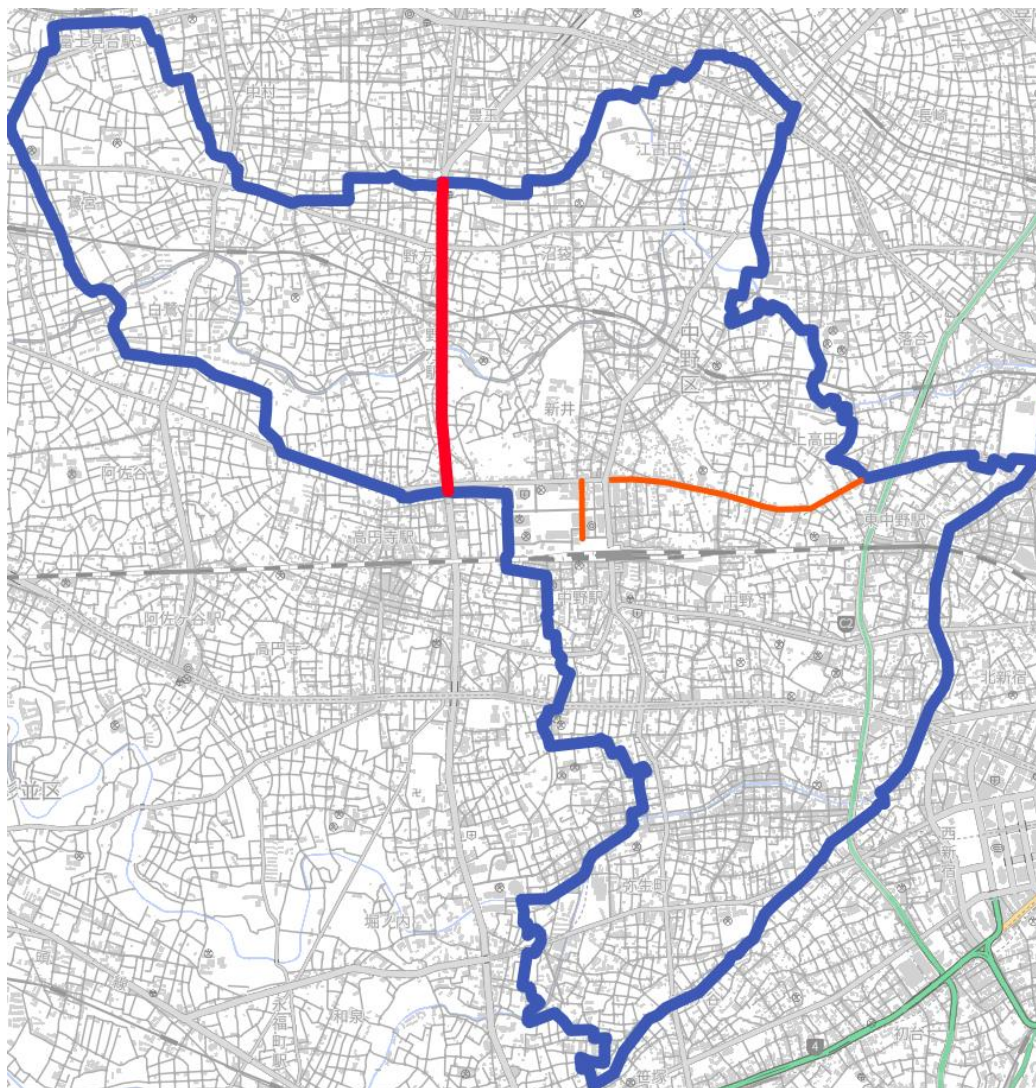
- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

特例対象区間外	国道20号線	新宿区新宿3丁目1番地（新宿四丁目交差点）～渋谷区境
	都道4号線	新宿区新宿3丁目13番地（都道305号線に接続）～新宿区新宿3丁目11番地（新宿五丁目交差点は特例対象外区間に含まない）
	都道305号線	新宿区新宿3丁目1番地（新宿四丁目交差点）～新宿区大久保3丁目14番地（諏訪町交差点は特例の対象区域に含むが、新宿四丁目交差点は特例対象外）

普通自転車専用通行帯	国道20号線	新宿区四谷1丁目2番地4号先～新宿区四谷3丁目5番地5号先 新宿区四谷3丁目7番地南西角～新宿区四谷2丁目2番地17号先 新宿区四谷3丁目9番地12号先～新宿区四谷3丁目13番地12号先 新宿区四谷4丁目9番地12号先～新宿区四谷3丁目11番地2号先
	主要地方道	新宿区新小川町1番地14号先～新宿区津久戸町5番1号先
	区市町村道	新宿区霞ヶ丘4番地先南角～新宿区霞ヶ丘町5番地先北西角 新宿区百人町1丁目7番地20号先～新宿区百人町1丁目8番地号先 新宿区百人町2丁目3番地先～新宿区百人町2丁目3番地先 新宿区高田馬場1丁目31番地8号先～新宿区高田馬場1丁目35番地3号先 新宿区高田馬場2丁目18番地1号先～豊島区境
	早稲田通り	新宿区上落合2丁目28番地1号先～新宿区上落合1丁目5番3号先

地理院地図VECTORより当社作図

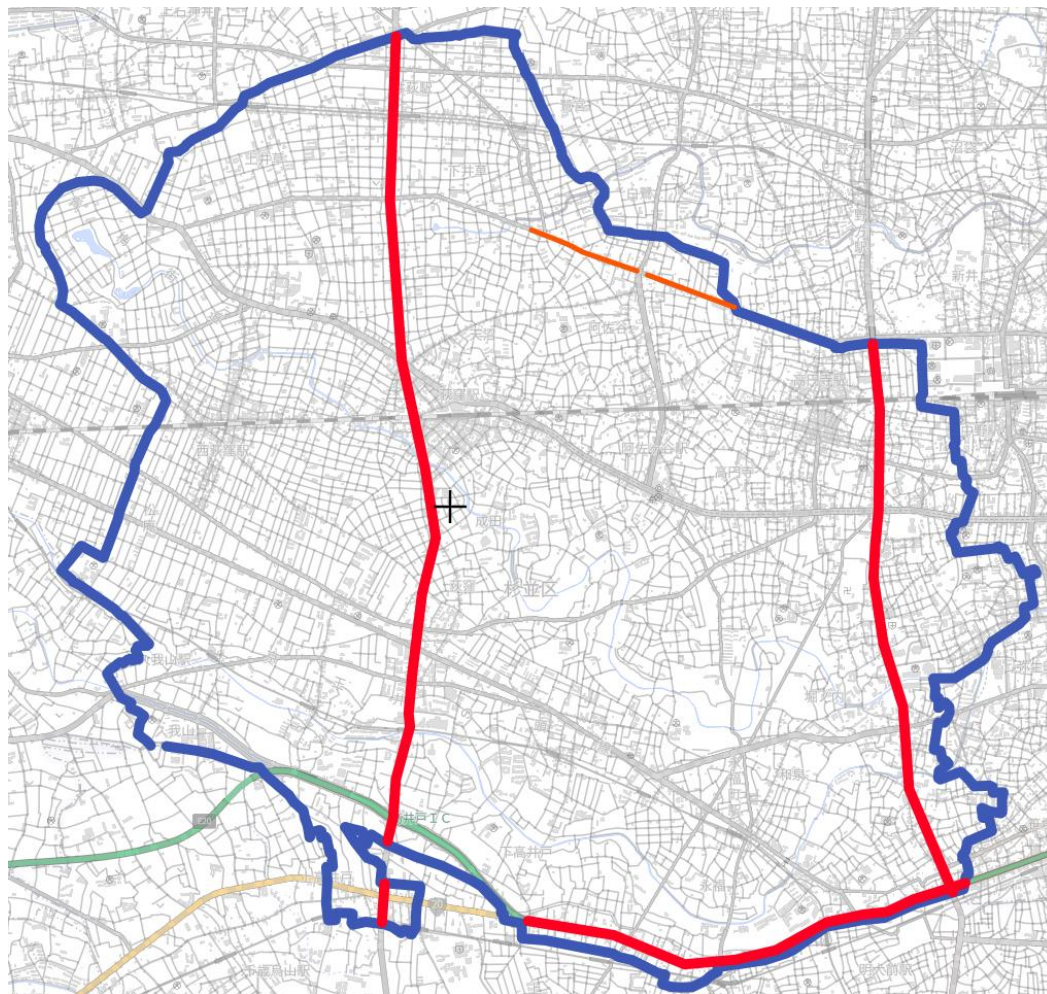
SWING株式会社 実証エリア/東京都中野区



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

特例対象区間外	東京都道318号環状7号線 中野区丸山2丁目7番（練馬区境）～中野区大和町1丁目68番（杉並区境）	
普通自転車専用通行帯	早稲田通り	中野区東中野3丁目15番14号先～中野区中野5丁目51番1号先
	けやき通り	中野区中野4丁目9番15号先～中野4丁目11番10号先

地理院地図VECTORより当社作図

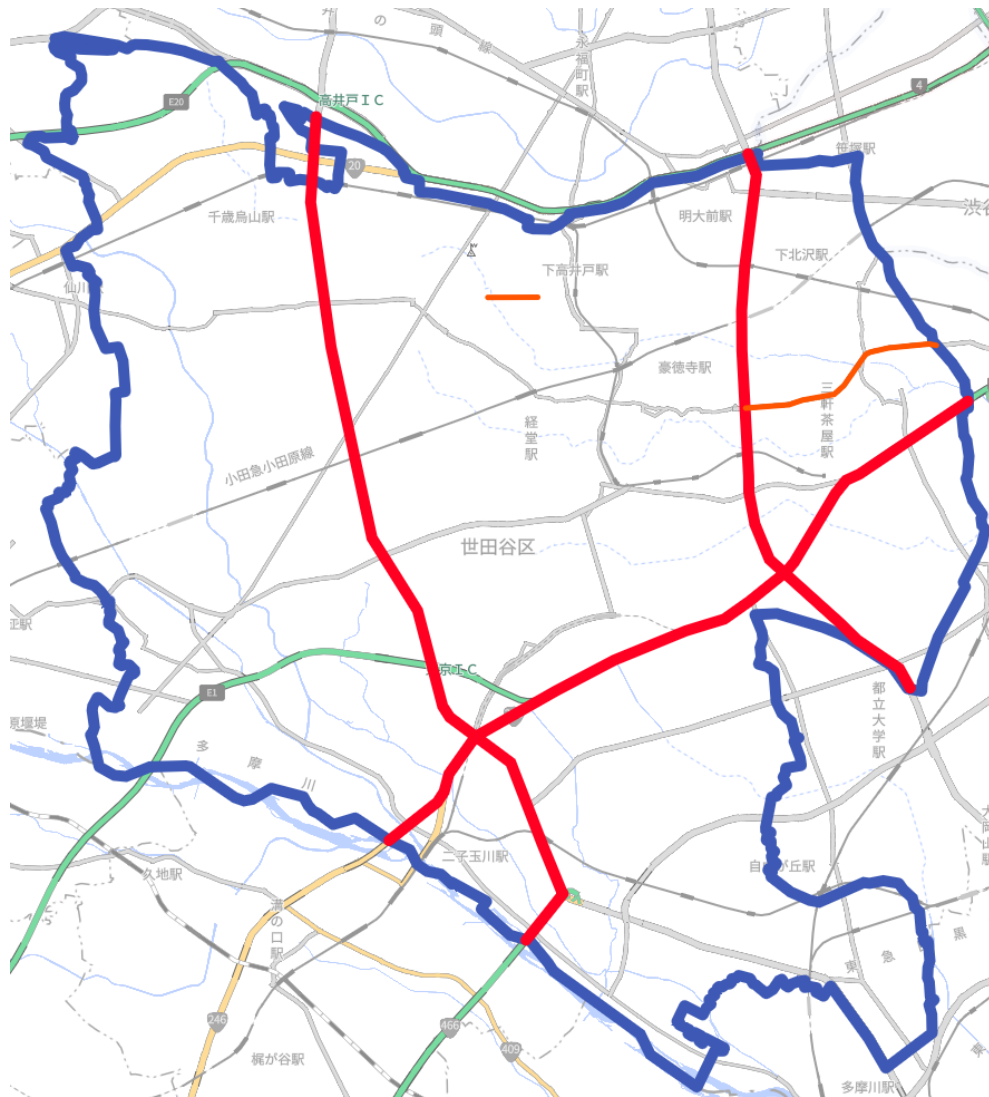


- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

特例対象区間外	東京都道 3 1 8 号環状7号線	杉並区高円寺北2丁目39番 (中野区境) ~ 杉並区和泉1丁目1番 (世田谷区境)
	東京都道 3 1 1 号環状8号線	杉並区井草3丁目31番 (練馬区境) ~ 杉並区上高井戸1丁目3番 (世田谷区境)
	国道20号	杉並区下高井戸1丁目41番 ~ 杉並区方南1丁目1番 (渋谷区境) ※上北沢交差点は対象区間区間外に含まれない

普通自転車専用通行帯	早稲田通り	杉並区高円寺北3丁目45番10号先 ~ 杉並区阿佐谷北4丁目27番11号先 杉並区本天沼2丁目42番17号先 ~ 杉並区本天沼1丁目25番17号先
------------	-------	--

SWING株式会社 実証エリア/東京都世田谷区



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

特例対象区間外	国道246号	渋谷区境～世田谷区鎌田1丁目1番（神奈川県境）
	環状7号線	世田谷区大原2丁目23番（杉並区境）～目黒区境
	環状8号線	世田谷区上北沢5丁目41番～世田谷区野毛1丁目25番
	第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む	

普通自転車専用通行帯	区市町村道	世田谷区桜上水3丁目17番6号先～世田谷区赤堤5丁目2番1号先
	淡島通り	世田谷区池尻4丁目7番1号先～世田谷区若林2丁目36番6号先

地理院地図VECTORより当社作図

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月15日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社アド近鉄

3. 認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立をする。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

奈良県奈良市の一部

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

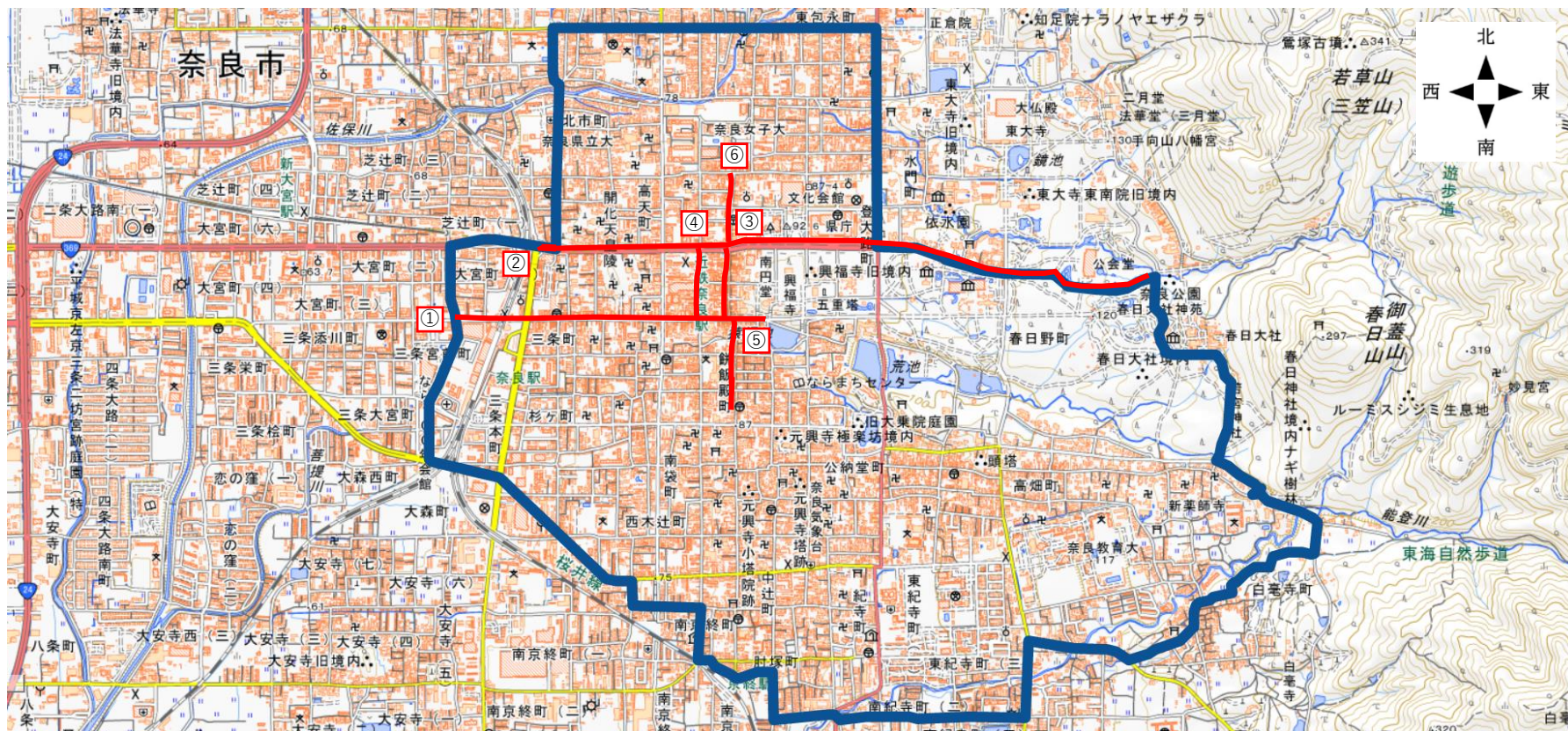
(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- (ア) 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和4年7月～令和6年4月



青枠：実証エリア（普通自転車専用通行帯無し、自転車道無し）

出展：国土地理院ウェブサイト (www.gsi.go.jp)
地理院データをもとに弊社作成

赤線：特例対象外エリア

- ①三条通り：
【西側】三条本町交差点（奈良市三条本町8番1号）～【東側】猿沢池入口（奈良市樽井町1番地）
- ②大宮通り：
【西側】油阪交差点（奈良市油阪町1番地の1）～【東側】春日大社入口（奈良市春日野町160番地）
- ③東向商店街：
【北側】東向交差点（奈良市東向中町27番地の1）～【南側】三条通り（奈良市橋本町15番地1）
- ④小西さくら通り：
【北側】中筋町交差点（奈良市東向中町27番地の1）～【南側】三条通り（奈良市角振町24番地の4）
- ⑤餅飯殿センター街・下御門商店街：
【北側】三条通り（奈良市橋本町6番地）～【南側】ならまち大通り（奈良市下御門町43番地）
- ⑥東向北商店街・花芝商店街：
【北側】鍋屋町商店街（奈良市花芝町14番地）～【南側】東向交差点（奈良市東向中町30番地の1）

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月15日

2. 認定新事業活動実施者名

BEAM MOBILITY JAPAN株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立、エリア内の回遊性の向上のデータ収集を行う。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ①新潟県南魚沼市
- ②大阪府大阪市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

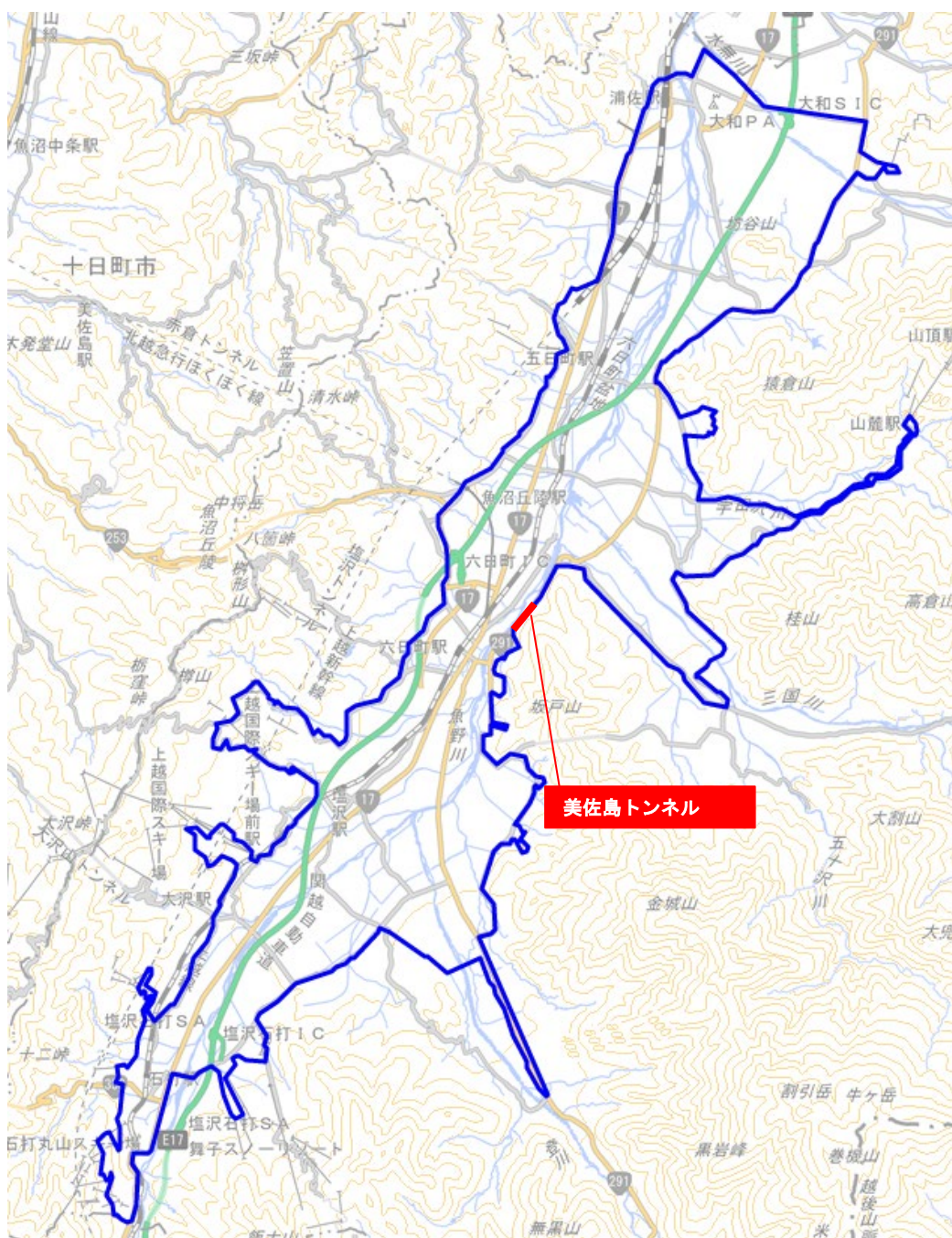
(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- (ア) 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和4年7月～令和6年4月



新潟県南魚沼市

青枠：実証エリア

特例対象外区間：美佐島トンネル

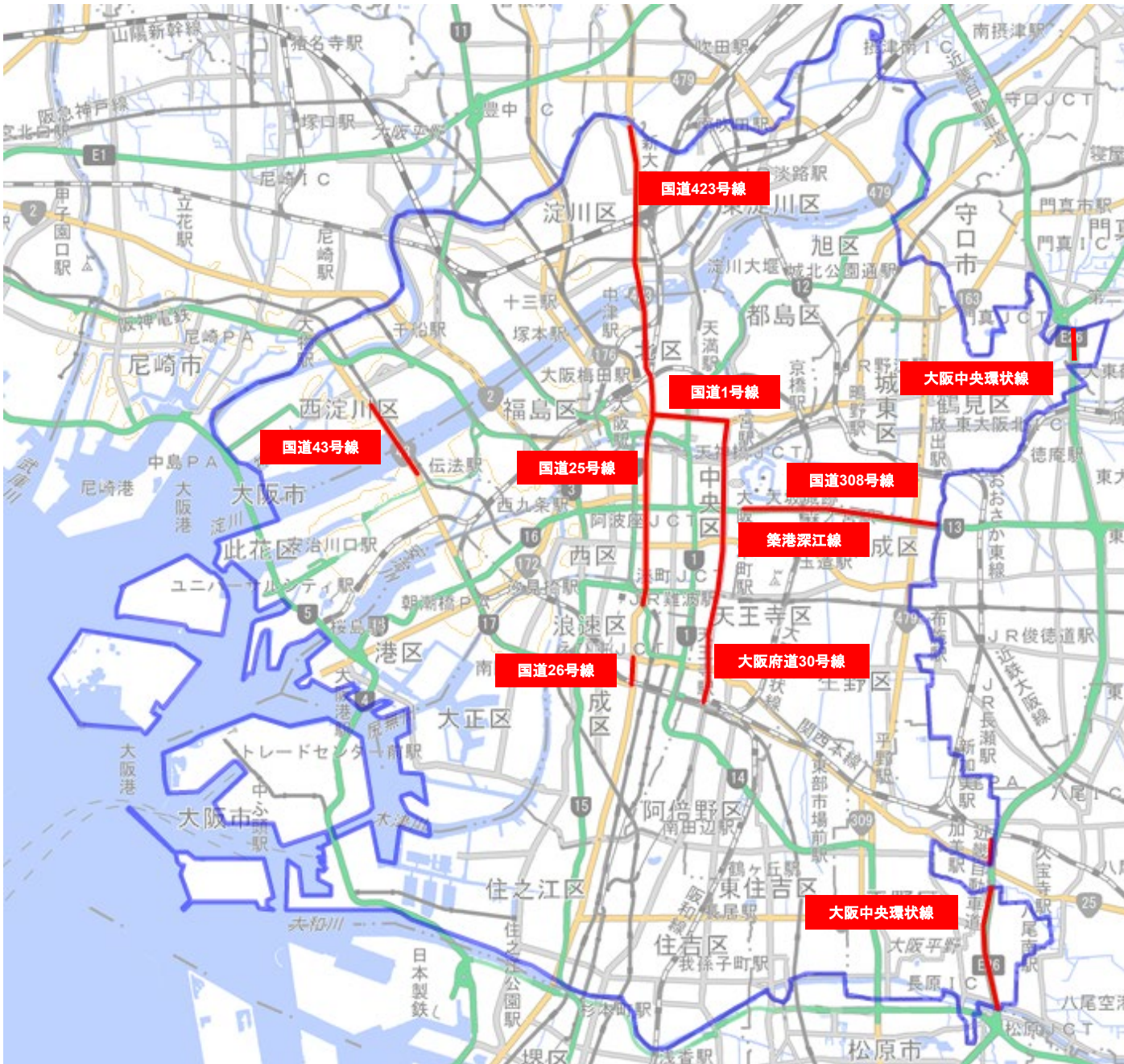
自転車道：対象なし

大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- 国道423号：吹田市境～国道25号線に接続
- 国道25号：国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差は特例の対象区域に含む）
- 国道26号：浪速区戎本町1丁目（大国交差は特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差は特例の対象区域に含む）
- 国道43号：新伝法大橋の高架部分
- 国道1号：北区曾根崎2丁目（梅田新町交差点は特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点は特例の対象区域に含まない）
- 大阪府道30号線：北区東天満2丁目（東天満交差は特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1丁目（近鉄前交差点は特例の対象区域に含む）
- 築港深江線：中央区馬場町3番（法円坂交差は特例の対象区域に含む）～国道308号に接続
- 国道308号：東大阪市境～築港深江線に接続
- 大阪中央環状線：鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目、平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目、平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目



様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月15日

2. 認定新事業活動実施者名

Y'S商会

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- ・電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う。
- ・電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
- ・電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
- ・沖縄県内各市町村の観光協会職員の公用移動手段として適切かの実験
- ・沖縄県内事業者へ実験内容の認知とシェアリング事業の認知度の向上。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、沖縄県内各市町村の観光協会職員の公用移動手段として適切かの実験、沖縄県内事業者へ実験内容の認知とシェアリング事業の認知度の向上を行う。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ①名護市
- ②豊見城市の一部
- ③今帰仁村
- ④本部町の一部

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和4年7月～令和4年10月

新事業活動の実施区域図
沖縄県名護市

Y'S商会

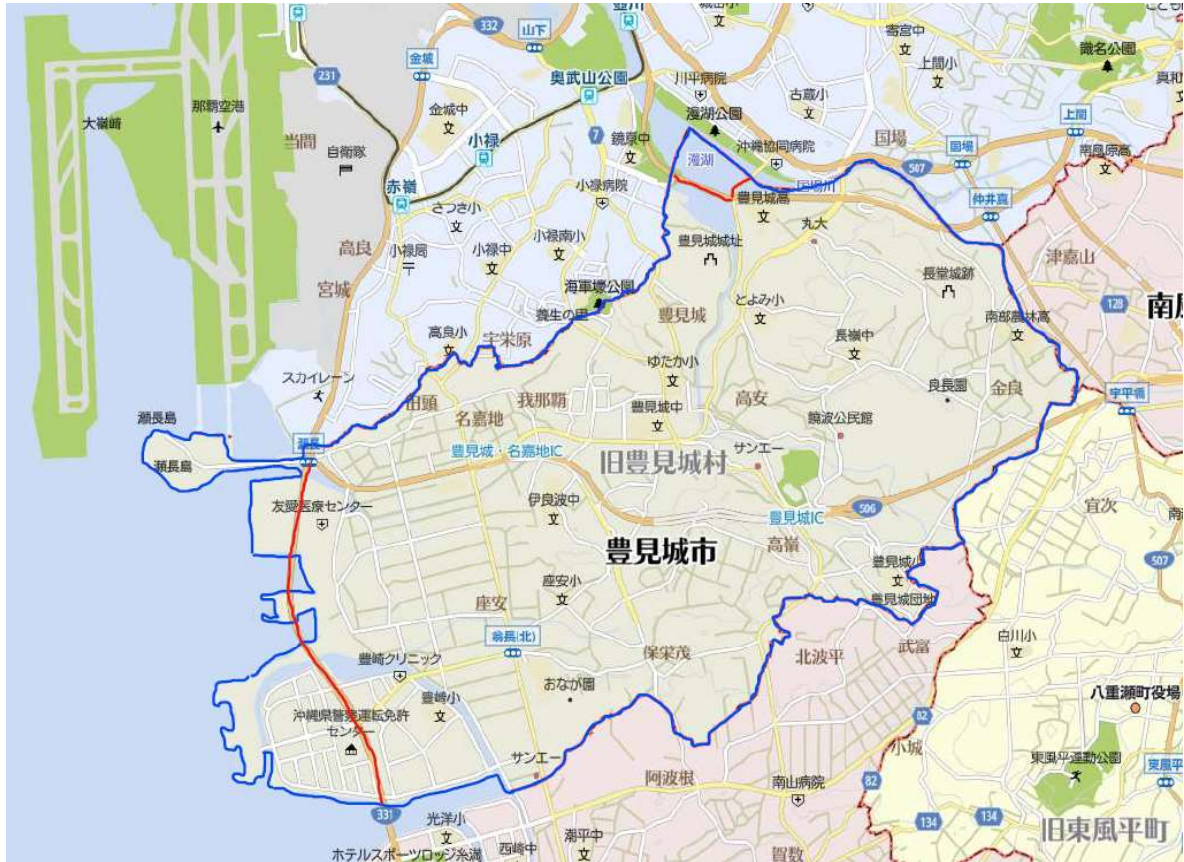


- | | | |
|----|---------|--------------------|
| 青枠 | 実証エリア | 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し |
| 赤線 | 特例対象外区間 | 無し |

出典：地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図
沖縄県豊見城市

Y'S商会



- | | | |
|----|---------|--|
| 青枠 | 実証エリア | 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し |
| 赤線 | 特例対象外区間 | 国道331号
豊見城市瀬長80-1～豊見城市豊崎1-875
(高架部分含む)

とよみ大橋(高架部分)

爬龍橋(高架部分) |

出典: 地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図
沖縄県今帰仁村

Y'S商会



- | | | | |
|----|---------|-----------------|----|
| 青枠 | 実証エリア | 普通自転車専用通行帯・自転車道 | 無し |
| 赤線 | 特例対象外区間 | | 無し |

出典: 地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図
沖縄県本部町

Y'S商会



- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|
| <p>青枠</p> <p>赤線</p> | <p>実証エリア</p> <p>特例対象外区間</p> | <p>普通自転車専用通行帯・自転車道 無し</p> <p>本部大橋（高架部分）</p> |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|

出典：地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成